
第34回日本臨床スポーツ医学会学術集会
日本臨床スポーツ医学会・日本アンチ・ドーピング機構 合同シンポジウム
医学教育とアンチ・ドーピング

スポーツ政策としてのアンチ・ドーピングと医学教育

スポーツ庁長官 室伏 広治



スポーツ政策としてのアンチ・ドーピングと医学教育

1. 国内のアンチ・ドーピングにおける課題
2. 我が国のアンチ・ドーピング施策
3. スポーツ庁におけるアンチ・ドーピングの取組
4. 今後の期待と展望

意図的ではないアンチ・ドーピング規則違反

- 選手のうっかり
- 医療従事者の情報・理解不足

＜事例＞

医師、薬剤師等の誤った処方
栄養ドリンク、サプリメントの安易な摂取
保護者や家族が購入した市販薬の服用
所属チームが一括購入したサプリメントの汚染
医師が処方した医薬品の汚染

医療従事者への教育、
情報提供の必要性

進化するアンチ・ドーピングへの対応

- 常に更新されるアンチ・ドーピングルール
(禁止表、TUE、教育に関する国際基準等)



スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

(平成30年10月1日施行)

ポイント

- スポーツにおける不正を目的としたドーピングが違法となった。
(刑罰はなし)
- 教育・啓発、人材育成、研究などのアンチ・ドーピング活動が「法に基づいて行われる活動」となった。
- 政府がアンチ・ドーピング活動に対し、必要な法制上及び財政上の措置を講じることが法で定められた。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

(平成30年10月1日施行)

(スポーツにおけるドーピングの禁止)

第4条

2 国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、**国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師**その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおける**ドーピング**を行い、又は助けてはならない。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

(平成30年10月1日施行)

(教育及び啓発の推進等)

第14条

1 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3期 スポーツ基本計画（令和4年3月策定）

(12) スポーツ・インテグリティの確保

③ドーピング防止活動の推進

c. 教育研修活動

[現状]

- スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反や居場所情報の提出不備が発生している。

[具体的施策]

イ 国は、JADA等と連携し、アスリート、サポートスタッフや、医師・歯科医師・薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動を推進することにより、治療使用特例(TUE)不備等によるドーピング防止規則違反の発生を抑止する。

スポーツ庁におけるアンチ・ドーピングの取組



ドーピング防止活動推進事業

令和5年度予算額: 330,097千円

◆**ドーピング防止教育事業** 161,899千円
アスリートをはじめ幅広い関係者を対象とした教育事業

◆**ドーピング防止研修事業** 135,428千円
ドーピング検査員等の専門人材の育成と
資質向上に関する研修事業

◆**ドーピング検査技術研究開発事業** 31,708千円
ドーピング検査及び分析に関する研究開発事業

アスリート・サポートスタッフ等への教育・啓発
アスリート・サポートスタッフ(コーチ、トレーナー等)
を対象とした研修の実施、Eラーニングの充実、
啓発活動の実施、教育年間計画の実行支援等

医療従事者に対する情報提供等
医師、歯科医師、薬剤師等を対象とした情報
提供(治療使用特例のガイドブックの配布、
使用可能薬判定システムの運用)等

大学スポーツにおけるドーピング防止教育の普及
大学におけるアスリート・サポートスタッフ(コーチ、
トレーナー)を対象とした教育プログラムの開発等

教育に関する国際基準への対応
アンチ・ドーピング教育を担うEducatorの導入
(Educatorの育成、マニュアル・教材制作等)

教育に関する国際基準への対応
アンチ・ドーピング教育を担うEducatorの導入
(Educatorの育成、マニュアル・教材制作等)

スポーツ庁におけるアンチ・ドーピングの取組



本サイト利用時のお願い

アスリートが競技へ参加するために必要な手続きですが、医師（医療従事者）の方のご協力が必要となりますので、以下の手続きをご確認ください。
 (アスリート（サポートスタッフ）の方は、医師（医療従事者）に説明する際にも、本サイトをご利用ください。)

！ スポーツで使用が**禁止**されている薬（方法）があります。アスリートに薬を処方する際は、薬の確認が必要です！

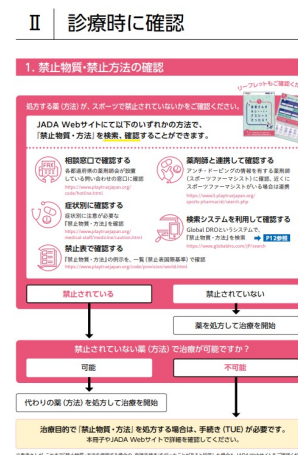
治療目的でスポーツで禁止されている物質と方法（禁止物質・方法）を使用する場合は治療目的に、TUEという申請手続きが必要となります。
 患者さんがアスリートだったときは、薬（方法）を処方する前に、処方する薬（方法）に「禁止物質・方法」が含まれていないかご確認ください。

- 薬の確認 >
- TUEを取得する条件 >
- 参考情報Q&A >



目次

- I 国際基準の概要 4
 - 1. 禁止物質・禁止方法とは 4
 - 2. TUEとは 5
 - 3. ドーピングコントロールとTUE 6
- II 診療時に確認 7
 - 1. 禁止物質・禁止方法の確認 7
 - 2. 禁止物質を治療薬として処方する医師の解説と禁止物質 8
 - 3. TUEを考慮すべき疾患に対する禁止物質でない治療薬 (WADA (Medical Information to Support the Decisions of TUECs)より引用) 10
 - 4. 検査システムの利用方法 12
- III TUE申請手続き 14
 - 1. 申請手続表 14
 - 2. TUE申請後の流れ (国内) 16
- IV 禁止物質・禁止方法を使用する上での注意点 20
 - 1. 禁止物質・禁止方法使用時の注意事項 20
 - 2. 国際基準の設定 23
 - 3. WADA (Medical Information to Support the Decisions of TUECs)に対する注視点とコメント 26
- V TUE申請書の記入例 29
- VI 参考情報 41
 - 1. Q&A 41
 - 2. TUE申請先フローチャート 42
 - 3. 医師府県庁市自治体連合TUE申請受理情報掲載書 44
 - 4. 他のアンチ・ドーピング機関によるTUE審査状況掲載書 46
 - 5. 医師会連合や検査サイトのご案内 46
 - 6. TUE申請時のチェックリスト 47



取組その①
 教育・啓発活動の一環として、医療従事者サイトやパンフレット等を通じて、医療関係者の皆さまへの情報提供を行っています。



使用可能薬判定システム Global Drug Reference Online



薬の商品や成分を検索するためのサイト

アメリカ、カナダ、イギリス、スイス、日本、
オーストラリア、ニュージーランドの7か国の協定により、サイト運営を展開

- ✓ 世界アンチ・ドーピング規程禁止表国際基準に対応した検索性
- ✓ メール送信やPDF保存などの多機能性
- ✓ 365日・24時間・世界中から使用可能な汎用性
- ✓ スマートフォン等モバイル端末対応



取組その②

スポーツ庁では、Global DRO日本語サイトの運営・管理を通じて、医療関係者の皆さまのアンチ・ドーピング活動へのエンゲージメントを支援しています。

スポーツ庁におけるアンチ・ドーピングの取組



ドーピング防止活動推進事業

令和5年度予算額: 330,097千円

◆ドーピング防止教育事業 161,899千円
アスリートをはじめ幅広い関係者を対象とした教育事業

◆ドーピング防止研修事業 135,428千円
ドーピング検査員等の専門人材の育成と
資質向上に関する研修事業

◆ドーピング検査技術研究開発事業 31,708千円
ドーピング検査及び分析に関する研究開発事業

PDCAサイクルで効果的な研究開発の実施、
成果の発信・共有等

国内外のドーピング検査技術における課題の
収集・分析、課題の抽出・設定

課題解決に向けた研究開発の方向性の決定、
成果の評価、

国内外のドーピング防止機関、分析機関等との
研究の成果の発信・共有

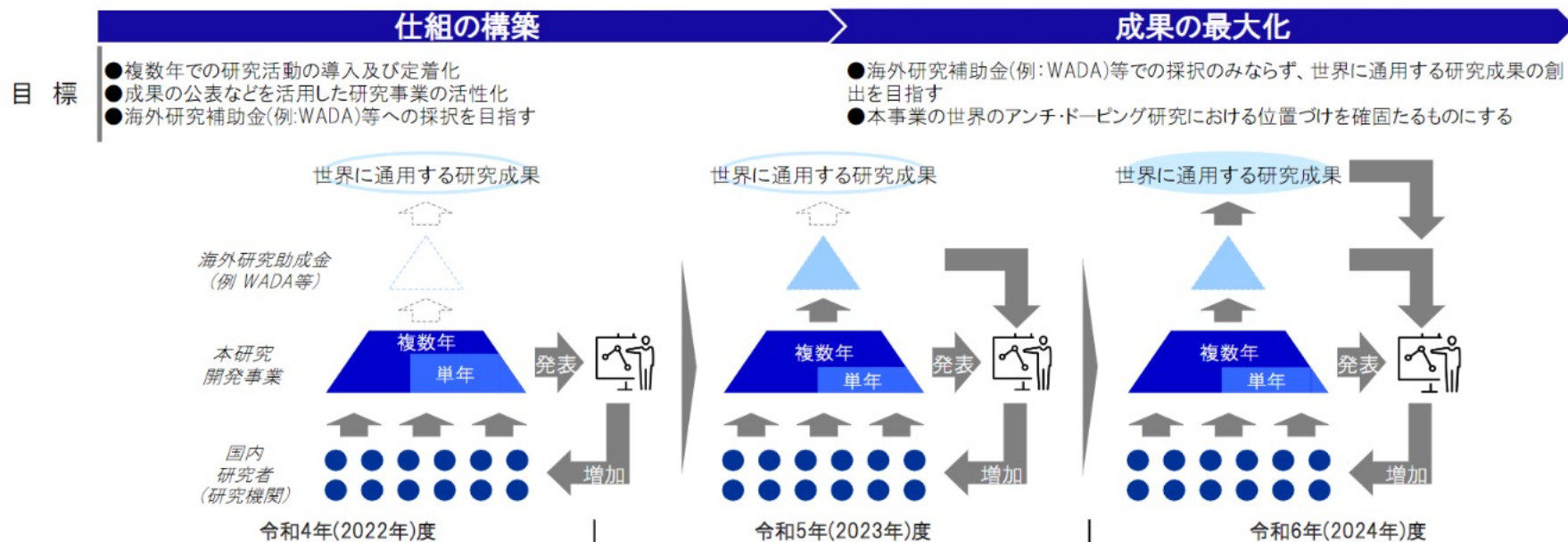
進化するドーピングに対応できる検出手法の
開発

ドーピング禁止物質の検出における課題(分
析法、コスト、検出感度、分析時間等)の解決

アスリートの治療負担軽減に向けた研究開発

スポーツ庁におけるアンチ・ドーピングの取組

ドーピング検査技術研究開発事業（令和4年度～令和6年度） ※スポーツ庁からJADAに事業を委託



1. ドーピング検査・検体分析技術の向上につながる研究
2. 医学・薬物動態などの基礎研究から、アンチ・ドーピング研究への応用
3. ドーピング検査を受けるアスリートの負担軽減を目的とした新たなドーピング検査技術の開発

医学教育・モデル・コア・カリキュラムにアンチ・ドーピングが明記されたことによる期待と展望

➤ 医学におけるアンチ・ドーピングの位置づけの向上

医療現場において、これまでアンチ・ドーピングに関する知識習得は、スポーツに関わりのある医療従事者に限定されることが多かったが、今後は医学を学ぶ学生に広く学習されることで、アスリートが意図しないアンチ・ドーピング規則違反の発生の抑止力が上がる。

➤ 医療従事者に対する教育の発展

治療使用特例(TUE)をはじめとする、アンチ・ドーピングに関する基礎が教育課程で学習されることで、現在、医療従事者を対象に実施している教育・情報提供の質を上げることができる。



感動していただけるスポーツ界を目指して

